

平成30年2月20日

株式会社ミライコミュニケーションネットワーク

1. ご契約にあたって

- (1) 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、当社窓口にてお申し込みください。
- (2) ご契約時に記入(または入力)いただいた電話番号・メールアドレス宛に当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。
- (3) ご契約内容(名義・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除となる場合があります。
- (4) 通信サービスに係わるものはクーリングオフの対象となりません。

2. インターネット接続(通信)サービスについて

- (1) ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。
回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- (2) ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受信する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。
- (3) 保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

3. ご利用料金等について

- (1) 本サービスをご契約いただくためには、登録費用が必要です。登録費用は第三者に委託若しくは譲渡することができません。
- (2) 基本サービスや付加サービスを変更する場合は、当該変更希望日の10日前までに当社窓口にて手続きを行ってください。変更手続きを完了した翌月からの課金となります。

4. 解約、転居、一時停止等について

- (1) 解約・転居及び一時停止の際には、当該変更希望日の10日前までに当社窓口にて手続きを行ってください。
- (2) 解約・転居時には費用が発生します。
- (3) 一時停止の期間は、最長で一年間です。一時停止には費用が発生します。一時停止から再開をご希望される場合は、当社窓口にて手続きを行ってください。

5. 加入者の責任について

- (1) レンタル機器の扱いについて、故障が発生した場合は、無償で交換・修繕を行います。故障の原因によっては、当社は加入者に対して修繕費などを請求できるものとします。
- (2) パソコン、LANケーブル等の加入者施設については、当社で責任を負いかねます。

6. 初期契約解除制度について

平成28年5月21日施行の電気通信事業法（第26条）により「初期契約解除制度」に対応しております。

初期契約解除対象サービス	七宗町光インターネットサービス *1
初期契約解除適用期間	サービス開通工事完了日から起算して8日間 *2
申請方法	【受付方法】書面申請（初期契約解除申請書） 【お問い合わせ窓口】0120-301-279 【受付時間】10:00-18:00（年末年始を除きます） *3
初期契約解除に伴う対価のご請求	① サービス開通工事の無料範囲を超え、別途御見積により施工した工事費用 ② 契約約款に定める、機器撤去工事費用:15,000円（税抜） ③ サービス開通工事完了日から初期契約解除申請日までの基本料金の日割 ④ 初期契約解除制度対象外のオプションサービス料金 *4

- *1 各種サービスに付随するオプションサービスは本制度対象外です。契約解除の場合は、通常解約の扱いとなります。
- *2 本制度に関して不実告知が認められる場合は、正しい内容の告知を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約を解除することができます。
- *3 本制度は「初期契約解除申請書」での申請をもってのみ効力を生じます。
- *4 上表の費用の他、損害賠償または違約金の請求はございません。
「初期契約解除申請」より以前に上表の費用を超える料金を受領している場合は、上表の費用を差し引いた料金を返還いたします。
移行元への戻り等にかかる費用及び手続きは、お客様のご負担のもとお願いいたします。

7. その他

(1) サービス内容は予告なく変更することがあります。

(2) 記載している金額は税込です。実際のご請求額は個々の税抜金額の合計から税額を算出するため、個々の税込金額の合計とは異なりますのでご注意ください。また、税込金額については、円未満を切り捨てて表記しております。ただし、課税対象外となるサービスの料金についてはその限りではありません。

8. お問い合わせ連絡先

株式会社ミライコミュニケーションネットワーク

岐阜県大垣市加賀野4-1-12

Tel:0584-78-7810 Fax:0584-82-3250

E-mail:support@7so.ne.jp